

【酒々井町国民健康保険に加入しているかたへ】

《高額療養費の申請方法が簡単になります》

ひと月の医療費が所得区分に応じて決められた限度額を超えた場合、その差額分の金額が高額療養費として支給されます。これまでは高額療養費に該当する月ごとに申請書を提出していただく必要がありましたが、令和4年7月診療分からご希望により手続きの簡素化が可能となります。

●簡素化の手続き方法

対象世帯には、受診月から約2か月後を目途に順次簡素化手続きの書類を送付します。（医療機関からのデータが遅れていると、申請書の送付が遅れる場合があります。）

高額療養費支給申請書・領収書の写し・国民健康保険高額療養費支給申請書兼承諾書（申請手続簡素化世帯用）をご提出ください。一度申請することにより、次回以降は申請手続きが不要となり、高額療養費が自動的に支給（振込）されます。振込日前に高額療養費支給決定通知書を送付いたします。

●簡素化が停止になる場合

以下の場合には簡素化を停止し、これまでどおりの申請方法となります。

- ①世帯主が変更または死亡した場合
- ②口座解約等で指定された金融機関の口座へ振込ができなかった場合
- ③国民健康保険税の滞納が生じた場合
- ④①～③のほか、申請の内容に偽り、その他不正があった場合

●その他

・令和4年6月診療分までは簡素化の対象とならないため、これまでどおり、申請書と領収書の写しを提出していただく必要があります。

・申請書兼承諾書を提出されない（簡素化を希望されない）場合は、これまでどおりの申請方法となります。

・75歳到達などにより後期高齢者医療制度に移行した場合には、改めて、高額療養費支給申請書の提出が必要です。自動移行はされませんので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

〒285-8510

酒々井町中央台4丁目11番地

酒々井町役場健康福祉課国保年金班

電話043-496-1171(代)